

貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関する規程

平成6年12月28日 通商産業省告示第715号

平成12年12月20日 通商産業省告示第809号（一部改正）

平成14年3月29日 経済産業省告示第158号（一部改正）

輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第3条第1項の規定に基づき、貨物の輸入の数量の増加に際しての緊急措置に関する規程を次のように定め、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生じる日から施行する。

（趣旨）

第1条 この規程は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「一般協定」という。）第19条の規定及び同附属書1Aのセーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）を実施するため、貨物の輸入について必要な事項を定めるものとする。

（緊急の輸入割当てに関する措置）

第2条 経済産業大臣は、外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による特定の品目の貨物の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実（以下「貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入が、本邦の産業（当該貨物と同じ品目の貨物その他用途が直接に競合する貨物（以下「同種貨物等」という。）の本邦における総生産高に占める生産高の割合が相当の割合以上である本邦の生産者をいう。以下同じ。）に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（以下「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合であつて、かつ、国民経済上緊急に必要があると認められる場合において、輸入貿易管理令第3条第1項の規定により、当該貨物の品目を輸入割当てを受けるべきものとして定め、かつ、当該輸入割当てを受けるべき期間、当該輸入割当ての総量その他当該貨物の輸入について必要な事項を定め、これらを公表しようとするときは、次条から第21条までの規定の定めるところによるものとする。

（輸入割当てを受けるべき貨物の品目）

第3条 繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規程（平成6年通商産業省告示第667号）別表に掲げる繊維製品等の品目は、前条の輸入割当てを受けるべき貨物の品目として定めることができない。

（輸入割当てを受けるべき期間）

第4条 第2条の輸入割当てを受けるべき期間（当該貨物についてセーフガード協定第6条の規定による暫定的な措置がとられたときは、当該措置に係る期間と通算した期間。以下同じ。）は、4年を超えないものとする。

（輸入割当ての総量）

第5条 第2条の輸入割当ての総量は、直近の適当と認められる3年間における当該貨物の輸入数量の平均値以上のものとする。ただし、国民経済上特に必要があると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項の輸入割当ての総量は、国又は地域ごとに配分することができる。
- 3 前項の規定による配分は、当該貨物の本邦への輸出について実質的な利害関係を有するすべての国又は地域と我が国との間に当該配分に係る国際約束が成立したときは、これによるものとする。
- 4 第2項の規定による配分は、前項の国際約束が成立しないときは、直近の適当と認められる期間において、当該貨物の本邦への輸出について実質的な利害関係を有する国又は地域を原産地とする当該貨物の輸入数量又は輸入額がすべての原産地からの当該貨物の輸入数量又は輸入額に占める割合を基準として定めるものとする。
- 5 前項の場合において、特定の原産地からの当該貨物の輸入が、すべての原産地からの当該貨物の輸入に比して著しく増加しており、本邦の産業に重大な損害を与えている場合であって、正当な理由があると認められるときは、第2項の規定による配分を前項の基準によらずに定めることができる。

(輸入少量途上国産品)

第6条 第2条の場合において、輸入割当てを受けべきものとして定める品目の貨物のうちに、経済が開発の途上にある世界貿易機関の加盟国を原産地とし、その輸入量が本邦の当該品目の貨物の総輸入量に占める比率が小さいもの(以下「輸入少量途上国産品」という。)が含まれているときは、当該原産地以外のすべての国又は地域を当該輸入割当てを受けべき貨物の原産地として定めるものとする。

(措置の漸進的緩和)

第7条 第2条の輸入割当てを受けべき期間が1年を超えるものであるときは、同条の輸入割当てに関する措置(以下「緊急輸入割当て措置」という。)は、当該期間内において一定の期間ごとに緩和されたものでなければならない。

(調査)

第8条 経済産業大臣は、貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

(調査に関する協議等)

第9条 第2条に規定する本邦の産業を所管する大臣(第2項において「産業所管大臣」という。)が、当該産業に利害関係を有する者の求めがあることその他の事情を勘案して必要があると認め、同条に規定する特定の品目の貨物に係る関税法(昭和29年法律第61号)第102条第1項第1号に掲げる事項の統計の数値(その数値に合理的と認められる調整を加えて得た数値を含む。)並びに当該貨物の国内における販売状況及び生産状況を示す数値その他前条の調査(以下単に「調査」という。)を開始するに足りる十分な証拠の有無を判定するために必要な資料を提供した上で、経済産業大臣に対し調査の開始に係る協議を行う必要がある旨を通知した場合には、経済産業大臣は、当該証拠の有無を判定した上で、調査を開始し、又は開始しないことを決定するものとする。

- 2 経済産業大臣は、調査を開始するときは、あらかじめ産業所管大臣及び財務大臣にその旨を通知するものとする。

(調査の開始の告示)

第10条 経済産業大臣は、調査を開始することを決定したときは、速やかに、その旨及

び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

- 一 当該調査に係る貨物の品目
- 二 当該調査を開始する年月日
- 三 当該調査の対象となる期間
- 四 当該調査の対象となる事項の概要
- 五 第12条第1項前段の規定による証拠の提出及び証言、第13条第1項の規定による意見の表明、第14条第1項前段の規定による情報の提供並びに第15条第1項の規定による証拠等、意見及び情報等の閲覧についてのそれぞれの期限
- 六 第16条第1項の規定による証拠の提出及び証言、同条第3項の規定による意見の表明並びに同条第4項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限
- 七 その他参考となるべき事項
(調査の期間)

第11条 調査は、当該調査を開始した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

2 経済産業大臣は、前項ただし書の規定により調査の期間を延長することを決定したときは、速やかに、その旨、延長される調査の期間及び延長の理由を官報で告示しなければならない。

(証拠の提出等)

第12条 調査が開始された場合において、利害関係者(当該輸入貨物の輸出者若しくは生産者又はその団体(その直接又は間接の構成員の過半数が当該輸入貨物の輸出者又は生産者である団体に限る。))、当該輸入貨物の輸入者又はその団体(その直接又は間接の構成員の過半数が当該輸入貨物の輸入者である団体に限る。)、同種貨物等の本邦における生産者又はその団体(その直接又は間接の構成員の過半数が同種貨物等の本邦における生産者である団体に限る。)及び同種貨物等の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合(その直接又は間接の構成員の過半数が同種貨物等の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。)をいう。以下同じ。)は、第10条の規定により告示された同条第五号に掲げる期限までに、第8条に規定する事実に関し、経済産業大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者に対し、第8条に規定する事実に関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、利害関係者から第1項前段の規定による証言の求めがあった場合又は前項前段の規定により利害関係者に証言を求める場合は、証言の聴取の日時及び場所その他証言の聴取のために必要な事項を当該利害関係者に対し書面により通知しなけれ

ばならない。

- 4 経済産業大臣は、第1項前段又は第2項前段の規定により提出された証拠で秘密として取り扱うことを適当と認めるもの（以下この条において「秘密証拠」という。）があるときは、当該証拠を提出した者に対し、当該秘密証拠についての秘密として取り扱うことを要しない要約を記載した書面の提出を求めるものとする。
- 5 前項の書面の提出を求められた者は、同項に規定する秘密証拠についての要約をすることができないと考えるときは、その旨及びその理由を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 6 経済産業大臣は、第4項の規定により秘密証拠に係る書面の提出を求められた者が前2項の規定による書面の提出をしない場合又は当該提出を求められた者が前2項の規定により提出した書面の内容が適当でないとする場合には、当該秘密証拠を調べないものとするができる。
- 7 経済産業大臣は、第1項前段又は第2項前段の規定により提出された証拠のうち当該証拠を提出した者から秘密として取り扱うことが求められたものについて、秘密として取り扱うことが適当でないとする場合には、当該証拠を提出した者に対し、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。この場合において、経済産業大臣は、当該証拠を提出した者が秘密として取り扱うことの求めを撤回せず、かつ、当該証拠についての適当と認められる要約を記載した書面を提出しないときは、当該秘密として取り扱うことが求められた証拠を調べないものとするができる。
- 8 経済産業大臣は、第1項前段又は第2項前段の規定により提出された証拠を前2項の規定により調べないものとしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該証拠を提出した者に対し書面により通知しなければならない。
- 9 第4項から前項までの規定は、第1項前段又は第2項前段の規定によりされた証言について準用する。

（意見の表明）

第13条 調査が開始された場合において、利害関係者、当該調査に係る貨物の産業上の使用者若しくは販売者若しくはその団体（以下「産業上の使用者等」という。）又は当該貨物の主要な消費者の団体（以下「主要な消費者の団体」という。）は、第10条の規定により告示された同条第五号に掲げる期限までに、当該調査に関し、経済産業大臣に対し、書面により意見を表明することができる。ただし、主要な消費者の団体が意見を表明することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限る。

- 2 経済産業大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に対し、当該調査に関し、書面による意見の表明を求めることができる。

（産業上の使用者等及び消費者団体の情報提供）

第14条 調査が開始された場合において、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体は、第10条の規定により告示された同条第5号に掲げる期限までに、当該調査の対象となっている事項に関する情報を経済産業大臣に対し書面により提供することができる。この場合において、情報を提供しようとする者は、当該情報を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

- 2 前項前段の規定により主要な消費者の団体が情報を提供することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限るものとする。
- 3 経済産業大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に対し、当該調査の対象となっている事項に関する情報を書面により提供することを求めることができる。この場合において、情報を提供しようとする者は、当該情報を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。
- 4 第12条第4項から第8項までの規定は、第1項前段又は前項前段の規定により提供された情報について準用する。

(証拠等、意見及び情報等の閲覧)

第15条 経済産業大臣は、調査を開始した場合において、第10条の規定により告示された同条第5号に掲げる期限まで、第12条第1項前段若しくは第2項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる証拠及び証言を録取した書面並びに利害関係者により秘密の情報として提供された証拠及び秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。)又は同条第4項、第5項若しくは第7項後段(これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により提出された書面(以下「証拠等」という。)、第13条第1項又は第2項の規定により表明された意見(以下単に「意見」という。)及び前条第1項前段若しくは第3項前段の規定により提供された情報(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる情報及び産業上の使用者等又は主要な消費者の団体により秘密として取り扱うことを求められた情報を除く。)又は同条第4項において準用する第12条第4項、第5項若しくは第7項後段の規定により提出された書面(以下「情報等」という。)を利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に対して閲覧させなければならない。ただし、主要な消費者の団体が証拠等、意見又は情報等を閲覧することができるのは、当該調査に係る貨物が小売に供されている場合に限る。

- 2 前項の規定により証拠等、意見又は情報等の閲覧をしようとする者は、閲覧をしようとする証拠等、意見又は情報等の標目及び利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に該当する事情を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。(閲覧の対象とされた証拠等、意見及び情報等に関する証拠の提出等、意見の表明及び情報提供)

第16条 利害関係者は、第10条の規定により告示された同条第6号に掲げる期限までに、前条第1項の規定により閲覧の対象とされた証拠等、意見又は情報等に関し、経済産業大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができる。

- 2 経済産業大臣は、利害関係者から前項の規定による証言の求めがあった場合は、証言の聴取の日時及び場所その他証言の聴取のために必要な事項を当該利害関係者に対し書面により通知しなければならない。
- 3 利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体は、第10条の規定により告示された同条第6号に掲げる期限までに、前条第1項の規定により閲覧の対象とされた証拠等、意見又は情報等に関し、経済産業大臣に対し、書面により意見を表明すること

ができる。ただし、主要な消費者の団体が意見を表明することができるのは、調査に係る貨物が小売に供されている場合に限る。

- 4 産業上の使用者等又は主要な消費者の団体は、第10条の規定により告示された同条第6号に掲げる期限までに、前条第1項の規定により閲覧の対象とされた証拠等、意見又は情報等に関し、経済産業大臣に対し、書面により情報を提供することができる。ただし、主要な消費者の団体が情報を提供することができるのは、調査に係る貨物が小売に供されている場合に限る。

(公聴会)

- 第17条 経済産業大臣は、第12条第1項前段若しくは第2項前段若しくは前条第1項の規定により提出された証拠若しくはされた証言、第13条第1項若しくは第2項若しくは前条第3項の規定により表明された意見又は第14条第1項前段若しくは第3項前段若しくは前条第4項の規定により提供された情報が十分でないとき認めるときは、調査の期間中、当該調査に関し公聴会を開き、利害関係者の証言若しくは利害関係者、産業上の使用者等若しくは主要な消費者の団体の意見を聴き、又は産業上の使用者等若しくは主要な消費者の団体による情報の提供を受けることができる。

(緊急輸入割当て措置をとること等の告示)

- 第18条 経済産業大臣は、緊急輸入割当て措置をとり、撤回し、又は緩和することを決定したときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目

二 輸入割当てを受けるべき期間(緊急輸入割当て措置を撤回し、又は緩和するときは、当該撤回又は緩和の期日を含む。)

三 輸入割当てを受けるべき品目の貨物のうちに輸入少量途上国産品が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品の原産地

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論(緊急輸入割当て措置を撤回し、又は緩和するときを除く。)

五 緊急輸入割当て措置を緩和したときは、その内容

六 その他参考となるべき事項

- 2 経済産業大臣は、調査の結果、緊急輸入割当て措置をとらないことを決定したときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 当該調査に係る貨物の品目

二 当該調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

三 その他参考となるべき事項

(緊急輸入割当て措置の延長)

- 第19条 経済産業大臣は、緊急輸入割当て措置がとられている場合において、第2条の輸入割当てを受けるべき期間の満了後においても同条の輸入割当てを受けるべきものとして定めた品目の貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、本邦の産業が構造調整を行っているとき認められるときは、第4条の規定にかかわらず、当該期間をそれが8年以内になる限りにおいて延長することができる。ただし、第5条第5項の規定により配分を定めたときは、当該期間を延長することはできない。

2 前項の場合において、当該延長された期間内における緊急輸入割当て措置は、当該延長される前の期間内における緊急輸入割当て措置よりも輸入制限的でないものでなければならない。

3 第8条から前条までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、第12条第1項及び第2項中「第8条に規定する事実」とあるのは「第19条第1項に規定する事情」と読み替えるものとする。

(緊急輸入割当て措置の見直し)

第20条 経済産業大臣は、第2条の輸入割当てを受けるべき期間が3年を超える場合には、当該期間の前半において緊急輸入割当て措置の撤回又は緩和の促進のための検討を行うものとする。

(緊急輸入割当て措置をとることができない期間)

第21条 緊急輸入割当て措置その他の一般協定第19条1(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及びセーフガード協定による措置(以下「緊急措置」という。)がとられていた品目の貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は2年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、緊急輸入割当て措置をとることができない。ただし、とろうとする緊急輸入割当て措置が180日以内の期間でとられるもの(以下この条において「短期の措置」という。)であって、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一 当該短期の措置が、当該短期の措置に係る品目の貨物について既にとられた直近の緊急措置の開始の日から1年を経過した日以後にとられる場合

二 過去5年以内に当該短期の措置に係る品目の貨物について緊急措置が3回以上とられていない場合

(補償措置及び対抗措置)

第22条 経済産業大臣は、輸入貿易管理令第3条第1項の規定により次の各号に掲げる措置をとろうとするときは、次条から第24条までの規定の定めるところによるものとする。

一 特定の貨物につき緊急措置をとる場合又はとった場合において、一般協定第19条2(緊急措置のための手続)の規定及びセーフガード協定に基づく協議により、当該貨物以外の貨物の輸入について必要な事項を定め、これを公表すること

二 外国において一般協定第19条1の規定及びセーフガード協定により特定の貨物について譲許その他の義務の停止に係る措置(以下「外国の緊急措置」という。)がとられた場合において、一般協定第19条3(a)(緊急措置に対する措置)の規定及びセーフガード協定又は一般協定第19条3(b)(急迫した事態における緊急措置に対する措置)に規定する事情があると認められるときに、輸入割当てを受けるべき貨物の品目その他貨物の輸入について必要な事項(一般協定第19条3(a)の規定及びセーフガード協定による措置をとる場合には、当該輸入割当てを受けるべき貨物の原産地を含む。)を定め、これを公表すること

第23条 経済産業大臣は、外国の緊急措置がセーフガード協定により当該外国における当該特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであって、かつ、当該外国の緊急措置がとられた日から3年を経過していない場合には、前条第二号の措置のう

ち一般協定第19条3(a)の規定及びセーフガード協定による措置をとらないものとする。

第24条 第22条各号の措置は、それぞれその効果が緊急措置の補償又は外国の緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。